

募集全般

Question	Answer
NPO法人は提案できるか。	公募要領にあるように、各プログラム毎、提案可能機関は明記されています。「国際共同研究の推進」については、提案可能機関として、「その他研究能力を有する国内の機関全て」となっています。
企業は提案できるか。	プログラムによって対象機関は異なりますので、公募要領をご確認下さい。過去のプログラムにおいて、企業も対象とし、実際に企業の提案が採択された例があります。
採択件数は昨年と違うのか。	2/26の公募締め切り後、3月中旬頃に、提案件数を考慮して総合科学技術会議から「科学技術振興調整費の配分方針」が出されます。
複数機関で提案するなど、1つの課題で複数のテーマが実施されている場合、補助金はどのように交付されるのか。	1機関毎に交付します。
事業計画の後年度の自己経費を漸次上げていくものの方が、審査の際の評価は上がるのか。	終了後の継続性が無理のないもので、機関の規模等から実現可能なものであれば、漸次と限るものではありません。
3000万円の経費で申請し、2000万円認められた場合、プロジェクトは2000万円で実行すべきか、3000万円で実行し、1000万円は学校で負担すべきか。	どういう理由で1000万円が認められなかったのかによりケースバイケースであり、必ずしも学校で負担するということにはなりません。

様式関連

Question	Answer
総括責任者が機関の長である場合は、e-Radへの研究者登録も機関の長について行うのか、もしくは実施責任者でよいのか。また、e-Radへの提案書のアップロードは、どの研究者のIDで行うのか。	e-Radへの登録は事業参加者全員について行うので、総括責任者、実施責任者いずれも登録が必要です。e-Radへのアップロードは総括責任者のIDで行ってください。ですから、総括責任者が機関の長の場合は、機関の長のIDで行ってください。
e-Radの【研究組織の情報】の入力において、追加登録する研究代表者以外の研究者は研究者番号が必要か。	必要です。
「総括責任者の他の助成の有無」について、近年は学長提案プログラムが多いため情報量が膨大になるが、全て書かなくてはならないのか。例えばG-COEや教育改革を含めて全て書かなくてはならないのか。	科学技術振興調整費で求められるシステム改革は、学内を俯瞰した上で実施すべき組織改革や人事改革であり、総括責任者の役割は非常に大きく、片手間で成り立つものではありません。その様に非常に大きな役割が求められる中で、提案書への記載が困難なほど他の助成が膨大なのであれば、それをふまえた実施の現実性をよくご検討いただく必要があります。総括責任者の課題への関与の仕方を含めて審査を行うので、全ての情報を記載して下さい。また、システム改革が他の事業でどの様にこれまで進められてきたのか等も含めて審査するため、G-COEや教育改革など含めた全ての情報を記載して下さい。

補助金化関連

Question	Answer
補助対象事業と補助対象外事業の区分けはどうなっているのか。	補助事業は、提案書に記載された全体の事業であり、補助対象事業と補助対象外事業を合わせた事業です。補助対象事業は、提案書に記載された事業のうち、科学技術振興調整費を充当し得る事業で、自己資金を充当して行う部分であっても、科学技術振興調整費を充当し得る事業であれば補助対象事業となります。一方、科学技術振興調整費を充当し得ない部分が補助対象外事業で、「補助対象外事業は科学技術振興調整費を充当できない事業」という位置づけです。

<p>どのようなものが補助対象外事業に当たるのか、具体的に教えて欲しい。</p>	<p>補助対象事業は、例えば「女性研究者支援モデル育成」の病児保育、「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」プログラムの研究者の雇用等があります。 補助対象外事業は、振興調整費で出せないが補助事業に入るもので、例えば「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」プログラムの企業のコミットメント、「戦略的環境リーダー育成拠点形成」プログラムの留学生の渡航・滞在費、「国際共同研究の推進」プログラムの国外機関分等があります。なお、「女性研究者支援モデル育成」プログラムで、提案書に保育を含めている場合には、保育は科学技術振興調整費の直接経費での支援対象外のため、補助対象外事業に当たります。</p>
<p>補助対象経費と補助対象外経費について、事業の継続に対して望ましい割合や年度推移はどのようなものか。</p>	<p>科学技術振興調整費の支援機関終了後も、機関の独自資金等で取組継続が可能と判断できるような資金計画が望ましいと考えられます。ただし、理想型というものが想定されているわけではなく、ふさわしい形はプログラム及び提案機関の事情によって異なると考えられます。例えば「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」プログラムの場合、参画企業が追加され、補助対象外経費部分の企業のコミットが増えることにより、事業総額が増加していくことも考えられますが、「女性研究者支援モデル育成」プログラムの場合、女性研究者への十分な環境整備を定常的に実施していく場合、事業規模は現状維持で推移していくことも考えられます。よって、単純に事業総額が増加していけば良いというものではありませんし、補助対象経費と補助対象外経費の割合も、提案機関それぞれの規模・形態・事情等によってふさわしい形が異なることが考えられます。</p>
<p>自己資金が予定額よりも少ない額で事業が達成できた場合、補助対象額の変更の手続きとして、事務要項8条「補助事業の変更」が適用されるのか。</p>	<p>事業達成が予定より少ない額でできた場合は、ここには関係しません。ただし事業としての到達目標を下げたことによる自己資金分の減額は、評価も下がることとなります。</p>
<p>直接経費で計上できるもの、できないものはどんなものですか。</p>	<p>補助金では、事業主体は機関ですので、基本的には機関の規定に基づき事業を行っていただくこととなります（補助金等適正化法や補助金交付要綱等最低限のルールに従う必要があります。）。 直接経費に計上できるもの、できないものについては、科学技術総合推進費補助金取扱要領「7. 補助金の使用等（2）及び（3）」を参照してください。判断に迷うようなものがあればご相談ください。 なお、経費の使用に際しては、科学技術総合推進費補助金交付要綱第7条（経費の効率的な使用等）にあるとおり、効率的な使用に努めてください。</p>
<p>補助対象経費 = 補助金であってもよいのか。</p>	<p>補助対象経費 = 補助金という提案もあり得ますが、その是非はプログラムの趣旨によって異なります。例えば、継続的な取り組みを求めているプログラムについては、自己資金がどのように投入されるかを審査する場合があります。</p>
<p>公募要領の各様式「所要経費の見込額」で、運営費交付金で雇用している事業参加者の人件費はどこに書けばよいか。</p>	<p>運営交付金で雇用されている事業参加者の人件費は、科学技術振興調整費の当該業務に従事する予定の effort 分を公募要領の様式中の補助対象経費に入れてください。ただし「（うち補助金）」欄に記載する額には含めないでください。</p>
<p>運営費交付金・事業費・自主財源で構想に関連して雇用している人は、事業参加者リストに全て入れるのか？3者の書き分けは必要か。</p>	<p>補助対象事業に参画している人は全て入れます。書き分けは必要です。記入方法は、別途整理してお伝えします。</p>

<p>交付要綱第4条の消費税について、「減額して交付の申請」の意味がわからない。目安額1億円の内、消費税分が100万円の場合、9900万円提案するということが？第5条の「減額して」も意味がわからない。</p>	<p>通常、消費税は課税売上（役務の提供による対価等）にかかる消費税から、課税仕入（消耗品等の購入）にかかる消費税を控除した部分について消費税を納付することになっています。ただし、機関を対象とした一般的な他の補助金と同様、本補助金の交付要綱（第4条第2項、第12条第4項、第13条第2項、第14条）においては、本補助金を財源とした課税仕入れにかかる消費税を控除した場合は、その消費税については、国に返還しなければならないことと定めています。なお、控除方法等の消費税の取扱いについては法律上、機関の種類（国立大学法人、民間企業等）で取扱いが異なりますので、機関の担当部署に確認を行ってください。</p>
<p>額の確定はこれまでと同じか。自主財源についても見られるのか。</p>	<p>これまでと同様です。自主財源を含む補助対象事業全体を確認します。</p>
<p>額の確定時に、事業内容については補助事業全体を見て、補助対象経費については、調整費の費目毎にチェックするという理解でいいのか。</p>	<p>事業全体としてプログラムの趣旨に則し、補助金交付決定の内容等に適合した結果が得られているかという点を確認します。経理的には主に補助対象経費について確認することになり、交付要綱 事業計画書 補助金の経費の区分に沿って確認することになります。</p>
<p>自己資金部分も補助金と同じレベルのエビデンスが必要？</p>	<p>補助対象経費は、主に証拠書類を確認するなどの経理検査をする対象で、その検査により補助対象事業の経費の内容を確認することになります。補助対象事業は、各費目において補助金と自己資金が混在しているため、補助金部分、自己資金部分それぞれに分割されたエビデンスというものはなく、補助対象経費としてのエビデンスを用意していただくものと考えています。 補助事業は、補助対象事業と補助対象外事業で構成されますが、遂行した（されている）補助事業が交付決定の内容と交付の条件に適合していることがまず重要ですが、このことを経理的に確認するために必要なこととして、経理を区分し帳簿を備え、収支に関する証拠書類を一定期間保存することとしております。このうち、額の確定調査において、主に「補助対象事業」について、証拠書類を確認するなど経理検査をしますが、必要に応じて「補助対象外事業」の内容も確認する場合があります。</p>
<p>実績報告書についても額の確定でチェックされるのか。</p>	<p>その通りです。自己資金分も含めて、プログラムの趣旨に則しているか、事業の達成に資しているかが問われます。経理的なエビデンスは補助対象経費を中心にチェックします。他の競争的資金は補助対象外経費に入ります。また継続性についてもチェックします。</p>
<p>交付要綱 第12条 「実績報告書」について最終年度も次年度のもを提出しなければならないのか？。</p>	<p>今回公募するプログラム及び21年度の継続課題においては、交付要綱第12条第3項の手続きをするケースはありませんので提出は不要です。</p>
<p>人件費特例措置に変更はないか。</p>	<p>考え方に変更はありません。</p>
<p>試作品はどの費目に含めればよいか。</p>	<p>機関の判断によります。資産として管理するのなら設備備品ですが、そうでなければ事業実施費に入れても構いません。</p>
<p>交付要綱 第17条 「財産の管理等」について、知的財産も含まれるか。</p>	<p>含まれません。ただし、規定上制限がないからといって、処分制限のある財産以外の財産（知財を含む）がみだりに処分されてよいとは、補助金等適正化法の解釈上されておりませんので、その点は注意してください。</p>
<p>科研費では繰り越しができるが、本補助金ではどうか。</p>	<p>公募要領P.187にあるとおり、科学技術振興調整費は繰越明許費ですので、繰越しは可能です。ちなみに、繰り越しができる場合は事業がその年度内に終了しない場合であり、科研費でも考え方は同様です。事業が終了し概算払い額より使用した補助金の額が少なかった場合は、繰越しの対象とはならず、使用しなかった補助金は返還する必要があります。</p>
<p>補助金の正式名称は「科学技術総合推進費補助金」になるのか。</p>	<p>その通りです。</p>

<p>提案書において、所要経費の見込額の補助対象外経費の中の土地・建物といったものは具体的に何をさすのか。</p>	<p>例えば、「女性研究者支援モデル育成」プログラムで保育の取組を提案され、新たに保育所を建てる場合には、保育は調整費による補助の対象とならないため、補助対象外経費の土地・建物に当たる。また、どのプログラムも、調整費によって土地を買ったり建物を建てることはできないため、提案の中でそのような必要があった場合には、補助対象外経費の土地・建物に記載していただく必要がある。</p>
---	--